

[事案 27-247] 契約無効請求

・平成 28 年 7 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

満期時に支払われる金額が、支払った保険料総額を下回る可能性があるを知っていたならば本件契約をしなかったことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 11 月に契約したこども保険について、以下の理由により、契約した時点に遡って、保険契約を取り消し、今までに支払った保険料全額を返還してほしい。

- (1) 募集人は、自分に対し、募集の際に、払い込んだ金額以上の金額を受け取ることができ、お得であるとの説明を受けた。
- (2) 設計書には手書きで、払込金と受取金が加筆され、加筆された金額には「約」の記載はない。
- (3) 設計書記載の金額の根拠となったすえ置き利率の説明もなく、募集時に受け取った書類にも記載がない。
- (4) 満期時に支払われる金額が、支払金額を下回る可能性があるを知っていたならば、本件契約をしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が支払った保険料は、その全てが貯蓄性部分の保険料に充てられたわけではないため、教育資金等は主契約の払込保険料の総額を下回るが、このことは、設計書の記載で確認することができる。
- (2) 設計書では、「満期時お受取り総額」や「教育資金すえ置き累計額」には、将来増減する可能性があることを踏まえ、「約」と記載されており、試算であることを示している。一方、確定額である満期保険金には「約」の記載はない。
- (3) 教育資金すえ置き累計額については、「すえ置き利率が現行利率のまま推移し、途中お受け取りがないものとして表示しています。」と注記している。
- (4) 設計書およびご契約のしおりの記載からは、申立人が死亡または高度障害状態になった場合、以後の保険料の払込は免除されるとともに、育英年金を毎年受け取ることができることなどを説明したと認めることができる。
- (5) 設計書の加筆部分は、募集人が申立人に対する説明の便宜上、付記したものに過ぎず、相手方が付記された金額について将来の支払いを約束するものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行なった。なお、募集人はすでに退職しており、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、満期時に受け取れる金額が支払金額を下回る可能性があることを認識することができたと認められるため、契約の取消しは認められないが、以下のとおり、本件は和解

により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人が設計書に手書きした部分には、保険会社が将来増減する可能性がある金額について表示すると主張している「約」の表示がされておらず、満期時に、加筆された金額を確実に受け取ることができると誤解させかねないものといえる。
- (2) 誤解が生じたことは、募集人が設計書に加筆したことが原因となっている。
- (3) 申立人が募集人から満期時に加筆された金額を確実に受け取れると説明を受けた可能性が全くないとまでは判断できない。